

**令和5年度**  
**南魚沼市交通安全実施計画**

令和5年2月

**南魚沼市交通安全対策会議**

## ま え が き

この「南魚沼市交通安全実施計画」は、交通安全対策基本法に基づき、令和5年度の南魚沼市内における陸上交通の安全に関し、南魚沼市及び関係機関・団体等が一体となって実施すべき施策を定めたものです。

令和4年の交通事故発生状況は、発生件数は77件（前年比23件増）、負傷者数は87人（前年比29人増）、死者数はゼロ（前年比増減なし）となりました。事故発生件数のうち高齢者が関係する事故の占める割合が63.6%と高いことから、これらの現状を踏まえ、更に効果的な交通安全の推進を図る必要があります。

このことを踏まえ南魚沼市では、「高齢者の交通事故を減少させる」と「死者数ゼロを継続する」の2つを令和5年度の目標とします。この目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携し、安全で安心なまちづくりを実現するための交通安全対策を推進します。

皆さまから、より一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和5年2月

南魚沼市交通安全対策会議会長  
南魚沼市長 林 茂 男

# 目 次

令和5年度南魚沼市交通安全対策基本方針	1
過去5か年の交通事故発生状況	3
1 交通安全運動の実施	4
2 道路交通環境の整備	5
(1) 道路等の整備	
(2) 交通安全施設等の整備による交通安全の推進	
(3) 道路使用・占用の適正化	
(4) 駐車対策の推進	
(5) 公共交通機関の利用促進	
(6) 事故防止対策の推進	
3 交通安全教育の推進	6
(1) 体系的な交通安全教育の推進	
(2) 効果的な交通安全教育の推進	
(3) 地域社会における交通安全意識の高揚	
4 踏切道での交通事故防止	7
(1) 踏切道の安全と円滑化を図るための措置	
(2) 踏切道の除雪の徹底	
5 交通事故被害者対策の推進	7
(1) 交通事故相談業務等の活用・支援・周知	

## 参考資料

1 南魚沼市年別事故発生状況の推移（10か年）	8
2 南魚沼市特定事故発生状況の推移（3か年）	8
3 南魚沼市月別事故発生状況の推移	9
4 南魚沼市高齢者事故年別発生状況の推移（5か年）	9
5 シートベルト着用状況全国調査	10
6 チャイルドシート着用状況全国調査	11
7 信号機のない横断歩道における車の一時停止率全国調査	11
8 新潟県交通災害共済の加入状況	11
○ 交通安全対策基本法（抜粋）	12
○ 南魚沼市交通安全の確保に関する条例	13



# 令和5年度南魚沼市交通安全対策基本方針

## 第1 趣旨

南魚沼市は、人命尊重を基本理念に人優先の交通安全思想を普及し、安全で円滑、快適な交通社会の実現を目指します。この実現に向け、令和5年度の交通事故防止目標と交通安全対策の重点等の基本方針を策定します。

## 第2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

## 第3 交通事故防止目標

令和4年中の交通事故発生状況は、死者数は2年連続でゼロでしたが、発生件数、負傷者数ともにこれまでの減少傾向から転じて増加しました。これを受け、令和5年度は「高齢者の交通事故を減少させる」と「死者数ゼロを継続する」の2つを目標とします。

この目標達成に向けて関係機関、団体等と連携し、県の重点対策に沿って次の4点を交通安全対策の重点として交通事故防止を推進します。

## 第4 交通安全対策の重点

令和4年中の交通事故の発生状況を踏まえ、交通事故防止目標の達成に向けて、次の重点対策を推進し、交通事故の防止を図ります。

### 1 高齢者の交通事故防止

令和4年中に南魚沼市内で発生した交通事故のうち、高齢者が関係する事故件数が全事故の63.6%、高齢者が加害者となる事故が45.5%を占めている状況であり、依然として高齢者の交通事故防止が大きな課題となっています。こうした現状を踏まえ、高齢者を取り巻く道路交通環境の整備、運転者に対する高齢者保護意識の醸成、夜光反射材の活用をより一層推進します。

また、「運転免許証自主返納支援事業」を継続し、高齢運転者の加害事故防止に引き続き取り組みます。

さらに、「高齢者交通安全教室」の開催、「いきいきクラブ・チャレンジ100」の参加などを通じて、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図ります。

[警察署、交通安全協会、株式会社六日町自動車学校、環境交通課]

## 2 歩行者及び自転車の安全確保

高齢者や子どもが被害に遭いやすい歩行中や自転車乗用中の交通事故の抑止に向けて、家庭、学校、地域等と連携し、交通ルールの遵守について指導、広報、啓発活動を一層推進します。

運転者に対しては、横断歩道での歩行者優先意識の浸透を図るとともに、進行方向に対する安全確認の徹底や安全速度の励行、身体障がい者や高齢者が通行している際の保護意識の醸成を図ります。これに関し、新潟県が広めている「渡るよサイン」（歩行者が運転者に道路横断の意思を伝える動作）の周知を引き続き行います。

自転車利用者に対しては、自転車も加害者となり得る側面があることから、車両としての交通ルール遵守について啓発するとともに、義務化された損害賠償責任保険について、関係機関と連携して加入促進を図ります。また、事故発生時の被害軽減のため、児童生徒のみならず自転車利用者全員のヘルメット着用を推進します。

[警察署、交通安全協会、学校教育課、環境交通課]

## 3 飲酒運転の根絶

飲酒運転は人の命に直結する危険で悪質な犯罪であることから、依然として発生している飲酒運転の根絶に向けて「飲酒運転をしない、させない、許さない」という積極的な広報、啓発活動を展開します。これにより、運転者に飲酒運転の危険性、責任の重大性を認識させるとともに、家庭、地域、職場等において飲酒運転根絶意識の醸成を図ります。

[警察署、交通安全協会、環境交通課]

## 4 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

後部座席におけるシートベルト着用やチャイルドシート着用について、運転者や助手席のシートベルト着用と比較して徹底されているとは言い難い状況であり、自動車乗車中におけるシートベルトの未着用者は、交通事故の際に負傷する可能性が高いことから、指導、広報、啓発活動をより積極的に展開し、全座席でのシートベルト着用やチャイルドシート着用を推進します。

[警察署、交通安全協会、子育て支援課、環境交通課]

過去5か年の交通事故発生状況

【全国】

(単位：件・人)

年 別	H30	R1	R2	R3	R4	増減数 (R4-R3)	増減率 (R4-R3)÷R3×100
発生件数	430,601	381,237	309,178	305,425	301,193	△4,232	△1.4%
死者数	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	△26	△1.0%
負傷者数	525,846	461,775	369,476	361,768	356,419	△5,349	△1.5%

【新潟県】

(単位：件・人)

年 別	H30	R1	R2	R3	R4	増減数 (R4-R3)	増減率 (R4-R3)÷R3×100
発生件数	3,799	3,484	3,076	2,848	2,728	△120	△4.2%
死者数	102	93	64	47	61	14	29.8%
負傷者数	4,453	4,086	3,547	3,202	3,123	△345	△2.5%

【南魚沼市】

(単位：件・人)

年 別	H30	R1	R2	R3	R4	増減数 (R4-R3)	増減率 (R4-R3)÷R3×100
発生件数	99	82	58	54	77	23	42.6%
死者数	3	0	1	0	0	0	—
負傷者数	119	114	72	58	87	29	50.0%

【南魚沼市の高齢者事故発生状況】

(単位：件・人)

年 別	H30	R1	R2	R3	R4	増減数 (R4-R3)	増減率 (R4-R3)÷R3×100
交通事故発生件数	99	82	58	54	77	23	42.6%
高齢者事故件数	48	39	27	30	49	19	63.3%
全事故に占める割合	48.5%	47.6%	46.6%	55.6%	63.6%	8.0%	
高齢者加害事故件数	25	30	15	20	35	15	75.0%
死者数	3	0	1	0	0	0	—
高齢者死者数	2	0	1	0	0	0	—

## 1 交通安全運動の実施

市民一人ひとりに交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、各季の交通安全運動を実施します。実施に当たっては、関係機関と連携して効果的な運動を展開します。

### 【全国運動】

春の全国交通安全運動	5月11日（木）から5月20日（土）まで
交通事故死ゼロを目指す日	5月20日（土）
秋の全国交通安全運動	9月21日（木）から9月30日（土）まで
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日（土）

### 【新潟県の運動】

新入学（園）児を守る交通安全週間	4月6日（木）から4月12日（水）まで
夏の交通事故防止運動	7月22日（土）から7月31日（月）まで
高齢者交通事故防止運動	10月1日（日）から10月31日（火）まで
冬の交通事故防止運動	12月11日（月）から12月20日（水）まで
横断歩行者を守る交通事故防止運動	令和6年 3月1日（金）から3月10日（日）まで
特別運動（交通死亡事故多発警報、 交通死亡事故シャットアウト緊急 対策など）	発令の日から10日間

### 【その他】

自転車安全月間	5月1日（月）から5月31日（水）まで
県民交通安全フェア	7月11日（火）新潟テルサ
安全運転・チャレンジ100	9月23日（土）から12月31日（日）まで
いきいきクラブ・チャレンジ100	9月23日（土）から12月31日（日）まで
交通安全家庭の日	5～11月の毎月10日（ただし8月は除く）

## 2 道路交通環境の整備

### (1) 道路等の整備

- ア 国道 17 号六日町バイパス、国道 17 号浦佐バイパス、国道 253 号八箇峠道路及び国道 17 号の整備を図ります。[国、都市計画課]
- イ 国道 291 号、国道 353 号及び県道の整備を図ります。[県]
- ウ 国道、県道、市道のバリアフリー化及び歩道の整備を図ります。  
[国、県、建設課、都市計画課]
- エ 市道の新設改良整備を図ります。[建設課]
- オ 国道、県道、市道の消雪パイプ布設替え等融雪施設整備の適正な維持管理を図ります。[国、県、建設課]

### (2) 交通安全施設等の整備による交通安全の推進

- ア 通学路等の安全を確保するための道路整備を図ります。  
[国、県、建設課、都市計画課]
- イ 国道、県道の防護柵、道路照明、区画線及び道路標識等安全施設の整備を図ります。[国、県]
- ウ 市道の防護柵、カーブミラー、照明灯及び区画線等交通安全施設の整備を図ります。[建設課]
- エ 除雪機械の新規購入と更新を計画的に進め、道路の除排雪を行います。  
[国、県、建設課]

### (3) 道路使用・占用の適正化

- ア 道路の占有許可に当たっては、道路管理者と占有者が調整し、円滑な道路交通の確保を図ります。[国、県、建設課]
- イ 道路管理者は、交通や通行の支障となる不法占有物件等について、その排除に努め、安全な交通の確保を図ります。[国、県、建設課]

### (4) 駐車対策の推進

- 悪質で危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを実施します。また、関係機関と連携して駐車対策に取り組みます。  
[警察署、商工会、都市計画課]

### (5) 公共交通機関の利用促進

- 市民生活に必要な安全、安心な交通手段の確保を目指し、市民が利用しやすい交通体系の確立に努めます。[運輸会社等、都市計画課]

## (6) 事故防止対策の推進

ア 学校、行政区等からの交通要望を関係機関に上申します。

[国、県、警察署、行政区、建設課、学校教育課、環境交通課]

イ 重大事故等が発生した場合は、関係機関、団体等と連携して対策を講じるとともに事故防止対策に努めます。

[国、県、警察署、交通安全協会、行政区、建設課、学校教育課、環境交通課]

## 3 交通安全教育の推進

### (1) 体系的な交通安全教育の推進

保育園、学校、高齢者団体等と連携して交通安全教室等を開催します。園児には「交通安全のきまりの理解」を、児童生徒には「交通ルールの遵守、マナーの実践」を、高齢者には「加齢に伴う身体機能低下の理解」をテーマとして交通安全教室等を開催し、各年齢層の行動特性に応じた体系的な交通安全教育を実施します。

[警察署、交通安全協会、株式会社六日町自動車学校、行政区、運輸会社等、高等学校、学校教育課、子育て支援課、環境交通課]

### (2) 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教室等で指導者となる市交通指導員の資質向上を図るため、研修会への参加を推進します。[県、環境交通課]

### (3) 地域社会における交通安全意識の高揚

ア 「安全運転・チャレンジ 100」、「いきいきクラブ・チャレンジ 100」への積極的な参加を推進します。[交通安全協会、環境交通課]

イ 通学路等の交通安全パトロールなど、地域ぐるみの安全対策に努めます。

[県、警察署、行政区、学校教育課、建設課、環境交通課]

ウ 交通指導車及び広報誌、市公式ウェブサイト、FMゆきぐに等を活用して効果的な広報を実施します。[警察署、交通安全協会、環境交通課]

エ 運転免許証自主返納支援事業を継続し、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により運転に不安を感じる方などの自主的な免許証の返納を促し、高齢者の加害事故防止に取り組みます。

[警察署、交通安全協会、環境交通課]

オ 事業所等での飲酒運転防止講習会の開催を推進します。また、飲酒運転防

止の啓発をするため、飲食店訪問を実施します。

[警察署、交通安全協会、商工会、運輸会社等、環境交通課]

#### 4 踏切道での交通事故防止

##### (1) 踏切道の安全と円滑化を図るための措置

運転者や歩行者など踏切道通行者に対し、安全意識の向上や踏切支障時における非常ボタンの操作等の周知に努めます。

[東日本旅客鉄道株式会社、北越急行株式会社、環境交通課]

##### (2) 踏切道の除雪の徹底

冬期間は特に道路管理者と連絡を密にし、除排雪等を適切に行い、踏切道の安全確保に努めます。

[東日本旅客鉄道株式会社、北越急行株式会社、県、建設課]

#### 5 交通事故被害者対策の推進

##### (1) 交通事故相談業務等の活用・支援・周知

ア 県が設置する交通事故相談所の利用等について周知するなど、被害者救済に努めます。[環境交通課]

イ 新潟県交通災害共済の周知に努め、加入促進を図ります。

[行政区、環境交通課]

ウ (公財)新潟県交通遺児基金が行う被害者援助事業等の周知に努めます。

[学校教育課、子育て支援課、環境交通課]